

平成27年度 第2回宮城県農村振興施策検討委員会

開催日時：平成27年10月30日（金）

開催場所：宮城県土地改良事業団体連合会
古川事業所 会議室（大崎市）

議 事 録

宮城県農林水産部農村振興課

「平成27年度第2回宮城県農村振興施策検討委員会」

司会（大場技術副参事）：まだ予定より時間が早いのですが、皆様お揃いになりましたので、これから意見交換の部を開始させて頂きたいと思えます。

午前中に現地調査をしました3組織の方をもう一度ご紹介致します。多面的機能支払に取り組んでいます「高倉新田活動組織」代表の佐々木市郎様です。

高倉新田活動組織 佐々木：佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

司会（大場技術副参事）：それから、会計担当の佐藤敬一様でございます。

高倉新田活動組織 佐藤：佐藤です。よろしくお願い致します。

司会（大場技術副参事）：続きまして、中山間地域等直接支払に取り組んでいます「上多田川上3集落協定」代表の尾形達雄様でございます。

上多田川上3集落協定 尾形：お世話になっております。尾形です。よろしくお願いいたします。

司会（大場技術副参事）：それから、中山間地域等農村活性化事業の「大江川ふるさと保全隊」の事務局長の佐藤和好様でございます。

大江川ふるさと保全隊 佐藤：佐藤和好です。お願い致します。

司会（大場技術副参事）：それから、地元の東大崎地区公民館長の高橋久寿様でございます。

東大崎地区公民館 高橋：高橋です。よろしくお願い致します。

司会（大場技術副参事）：それから、後ろの席に関係市町の担当の方もいらっしゃいますのでご紹介致します。大崎市の担当の荻野様でございます。

大崎市 荻野：荻野と申します。よろしくお願い致します。

司会（大場技術副参事）：それから加美町の早坂様と今野様でございます。

加美町 早坂：早坂です。お世話になっております。

加美町 今野：今野です。よろしくお願い致します。

司会（大場技術副参事）：このようなメンバーで、意見交換の部を進めさせて頂きたいと思えます。

本日の検討委員会につきましては、三村委員と長田委員が欠席でございますが、本委員会の条例第五条の2により、委員の半数以上の出席で成立することとなっておりますので、本委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

また、県の「情報公開条例」に基づき、本委員会の意見交換会につきましては、公開となりますので、予めご了承願いたいと思えます。

それでは、意見交換会の方を進めて参ります。次第に従いまして、先ずは大泉委員長から挨拶を頂きたいと思います。よろしく申し上げます。

大泉委員長：農村振興施策検討委員会の委員長をしております大泉でございます。委員の皆様には午前中からの現地調査を終えまして、ここからは公開による施策検討委員会の意見交換会となります。

本日は、大崎市と加美町の組織の現地調査を行いまして、中山間地域のおかれている状況も現地で確認して参りました。その際午前に色々ご説明を受けました各組織と市町村の担当の方々にもおいで頂いております。

ちなみに、この委員会は宮城県の農村振興を図るための検討委員会でございます。本日は中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度、さらには中山間地域等農村活性化事業の3施策について、それぞれが置かれている問題・課題等を皆様からお伺いし、どうすれば解決できるのかといったことを検討して参りたいと考えております。そういう委員会でございます。

従いまして、出席の皆様の忌憚のない御意見、御助言をお願い致しまして、これからの検討に入りたいと思いますので、甚だ簡単ではありますが意見交換会の委員長あいさつとさせて頂きます。本日はよろしくお願い致します。

司会（大場技術副参事）：ありがとうございます。それではここから議事に入りますが、本委員会は条例で委員長が議長となることに決まっておりますので、ここからは大泉委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。

なお、本委員会では、議事録作成のためICレコーダーにより録音して記録を作成します。本日はマイクを準備しておりませんので、発言の際は大きな声でお願いしたいと思います。それでは委員長お願いします。

大泉委員長：それでは、第2回検討委員会の委員長あいさつも終わりましたので、次第の3番目の各組織との意見交換会に入りたいと思います。

午前中に現地調査をさせて頂きました、それぞれの事業に取り組んでいられる3組織の代表の方に、現在の取り組みに関しては現地調査の時に伺い致しましたので、ここでは組織の成果及び課題、要望等について伺いしたいと思います。

順番はどうでしょうか。中山間地域等直接支払を最初にしますか。それとも、現地調査の順にしますか。1番目だと高倉新田活動組織からとなりますが。

司会（大場技術副参事）：高倉新田活動組織からの順番でお願いしたいと思います。

大泉委員長：高倉新田活動組織、それから大江川ふるさと保全隊、上多田川上3集落協定といった順番でお話しを頂きたいと思います。

よろしいですか。それでは、よろしくお願い致します。

高倉新田活動組織 佐藤：先程、現場でもお話ししましたが、効果といいますか、私共の地区は小さい集落ですので昔から纏まりが良い集落です。この事業の取組によりまして農家も非農家も一緒になって事業を進めており、さらに結びつきが良くなったような気が致します。

ここに書いておりますが、20数年来、新田集落で独自の運動会をやっておりまして、今年も今月の第3日曜日に行ったばかりです。午前中に運動会、運動会といってもあまりハードなものではなくて、ゲーム感覚の運動会ですね。農家独特の運動会です。縄ない競争なんかを取り入れまして、年寄りや子どもからみんなで交流出来るように、わざと年代別縄ない競争

というようなものを、子どもから大人までみんな参加するような形で行っている種目もあります。そして、午後からはバーベキュー。お祭りですね。そのような交流をしています。

あとは、課題と申しますか、さっきも現場でお話しはしましたが、全戸数 44 戸のうち農地を持っているのが 33 戸ございます。33 戸と申しましても、1 反歩以下の小さい農家のところもございます。

3 年位前から農地集積につきまして、農協の営農組合の方から来てもらうようにして勉強会を開いてまして、年 10 回位やっています。今年になりまして、ようやく 7 軒程まとまりまして、農地中間管理機構を利用して申請中でございます。

あとは要望になるか、親父の独り言と聞いてもらっても構わないんですが、私共の集落には県道が縦横 2 本通っておりまして、県道以外の農道の保全管理は問題ないんですが、県道の車道と歩道の間に植樹帯がありまして、ツツジとイチョウの木などが植えられていますが、イチョウの木も枝の大きいのだと自転車に乗っていると頭にぶつかるから「切ってくれ」と土木事務所の方にお話しをしているんですが、やってくれないんですね。やってくれないので自分の方でノコギリで切ってしまうんですが。それからツツジも土木事務所の方で管理すると言ってもやってくれない。

縦割り行政の悪いところかもしれませんが、「それでは、地元の方でやりますから」と言うのと「交通の邪魔になり、危険だから止めてくれ」という話をされます。その辺がこちらとしては課題として残るところであります。

大泉委員長：ありがとうございます。高倉新田活動組織では農地維持支払で 129 万円、資源向上支払で 64 万円、計 190 万円の交付金。その範囲で道路補修なんかをやりたけれど、県道との関係の問題もあるというようなお話も頂きました。

ありがとうございました。質問は後で一括して受けたいと思いますので、先へ進みたいと思います。

引き続き大江川ふるさと保全隊からお願いします。

大江川ふるさと保全隊 佐藤：大江川の事務局です。現地調査の際も一通りお話し申し上げましたが、私ども前に 4 年間ふるさと保全隊の活動をして、その後少し休止状態に陥っていたのを、平成 27 年度から復活した団体でございます。

復活した最大の理由は、農地・水・環境保全向上対策の事業が出来まして、200ha のほ場整備をした区域を一括して農地・水・環境保全向上対策の事業を展開していましたが、まとめていたリーダーが亡くなりまして、農地・水・環境保全向上対策の組織が昨年解散した状態に相成りました。

従いまして、その後は大江川の土地改良施設を地元の方々に保守管理、年に 2 回なりの草刈り等々で対処してきた訳でございますが、それも段々住民の高齢化や参加者の意識の変化もございまして、なかなか難しくなってきました。

そのため、除草作業等に出た場合の機械の借り上げ賃位はこのふるさと保全隊の事業の方で認められますので、このふるさと保全隊を何とか復活して頂きたいという地域住民の要望がありまして復活した次第です。

今日視察にお見えになりました各委員の皆様方に、当ふるさと保全隊の資料を付けさせて頂きましたが、過去 4 年におきましては子どもを巻き込んだり、あるいは整備頂いた施設の周辺の景観整備のためにということで、様々な植栽活動も行わせて頂きました。それも一定の効果・成果を上げまして、本年度からは管理・保全に主力を注ごうということで、今年度の事業計画については草刈り等々の作業だけにさせて頂いております。これによりまして前よりも草刈り・除草等が行き届くようになりまして、せつかく整備して頂いた施設の管理・

保全には十分役立っていると思っていますし、併せまして景観にも寄与していると思っております。それが成果でございます。

問題点と致しましては、先程申し上げましたように、過去に4年間の活動をして頂いた時の中心的に活躍された方々は、年長の方々が多くなりまして、その方々が次々にリタイヤする中で、次の人材をお願いするのがちょっと困難な状況になっています。

先程高倉新田活動組織さんの方からお話しも出ましたが、農地中間管理機構による農地の集約も私どもの地域でも進んでおります。故郷でありますから、農業者・農業者以外の方々にも協力を仰いでその事業を展開するのが本来の筋だとは思いますが、正直に申し上げまして、非農家の方々については今日ご覧になって頂いた下流側については草が生えないように整備されてます。「花いっぱい運動」、そういう作業については非農家の皆さんのご協力頂いておりますけれども、先程から申し上げております草刈り等々の作業については、どうしても農家の方々が中心にならざるを得ない状況になっております。

そのような訳で、農地中間管理機構を通じて農地集約化をお願いするという方々も最近増えてまいりまして、これから非農家となってもご協力を頂ける住民活動の趣旨をご理解頂ける方々をどのように確保していこうかというのが最大の悩みでございます。

それには今日現地でもお話し申し上げましたが、私どもふるさと保全隊で使える予算の使い道をもうちょっと拡大した使い道等々をご検討頂ければ、もうちょっと活動もやりやすいのかなと思っています。いずれに致しましてもそれぐらい汲んで頂ける方々も、それから子ども・児童数も段々減ってきてまして、児童数が減ってくるとですね「子どもは宝」なものですから、親御さんの教育等々も行き届いて参りまして、中々魚獲りだのなんだのってきちんとした安全対策を講じないと参加頂けない。そんな悩みも抱えながらの活動でございます。まずは一通りのご報告とさせていただきます。以上です。

大泉委員長：ありがとうございます。大江川ふるさと保全隊の活動は分かりましたが、多面的機能支払の取組もやられていましたか。

司会（大場技術副参事）：多面的機能支払の前身の「農地・水・環境保全向上対策」、その後「農地・水保全管理支払交付金」に変わっていますが、いわゆる1期対策に平成19年度から5年間、平成23年度まで取り組まれていました。

平成24年度から2期対策に移行しましたが、その際、本地区では2期対策に乗りませんでした。

大泉委員長：平成24年度からは農地・水はやってないというと、予算は現在この保全隊だけという事になりますか。

大江川ふるさと保全隊 佐藤：現在はそうです。

先程言い忘れましたが、私ども最初の4年間、ふるさと保全隊の活動をしてきて「1回休止しましょう」と言ったのは、先程から話しております農地・水の方の事業で、草刈り等の一定の活動に支払が出来るものですから、そちらにバトンタッチしたという経緯がございます。

ふるさと保全隊の活動を休止し、農地・水の方にお任せしたのは良かったんですが、先程言いました様に、平成23年度から平成24年度の農地・水の2期対策への切り替えの時に、農地・水の団体から「事業活動を中止させて下さい」ということになって、結局今回のふるさと保全隊の再開までの2～3年程の期間が空白となりました。

大泉委員長：平成24年度～平成26年度が空白。今年度も多面的機能支払に取り組んでいないんですか。

大江川ふるさと保全隊 佐藤：多面的機能支払はまだ休止状態です。

大泉委員長：農地・水に取り組んでいた時は、佐藤さんが事務局やられていたのではなくて、他の人達が事務局をやられていたんですか。

大江川ふるさと保全隊 佐藤：そうです。

大泉委員長：そういう事ですね。そうすると、その辺の繋がりが悪かったということですね。

大江川ふるさと保全隊 佐藤：そうです。

大泉委員長：分かりました。ありがとうございます。それでは引き続いて上多田川上3集落をお願いします。

上多田川上3集落協定 尾形：上多田川上3集落協定の概要から説明させていただきます。

所在地と致しましては、加美郡加美町の上多田川に位置しています。代表は私が取り扱っております。取組は、1期対策の初年度の平成12年度からずっと継続して取り組んでいます。構成員は自営者の農家2名でやっております。協定面積は2町1反(21,000㎡)です。交付金額は、8割単価で、35万7,100円となっております。

取組のポイントと致しましては、農業生産活動の安定的な継続に向けて、水路・法面の保全、農道及び水路の整備に重点をおきながら、災害に強い農地・集落を目指しております。

この協定は、田と田の間の法面の高さが平均で大体で3m以上となっており、最大で5m～6mの所もあります。そのため、今まで台風や豪雨により法面が崩壊したケースが何回かありますが、今年の9月11日の記録的な、過去に例のない大雨が降り、甚大な被害を受けた次第でございます。

復旧に関して心配していましたが、激甚災害の指定ということで、町から色んな支援が受けられということで、安心しているところです。町の調査によれば、加美町全体の被害が13億円と聞いておりますが、その中でも、この協定の近くだけで50%以上の被害があるということのようです。

これからも、色んな災害がまだ出てくるかも知れませんが、被害が小さく済むように色々な活動に取り組んでいきたいと思っている次第でございます。

先程の現地を見ていただいて、ご理解いただけたと思います。

大泉委員長：法高が3m～6mですか。20分の1というのは100mって5mですね。傾斜度は20分の1以上ありそうですね。

司会(大場技術副参事)：20分の1急傾斜地を満足している地域です。

大泉委員長：集落協定には、構成員は2人しか居なかったのですか。

上多田川上3集落協定 尾形：構成員は2人のみです。

大泉委員長：他の人達は居ないのですか。

上多田川上3集落協定 尾形：この区域には、外に誰も居ません。

大泉委員長：そうですか。この地図で、丸で示した以外に保全隊の名前がありますが、どういふことでしょうか。

上多田川上3集落協定 尾形：周辺には一杯居るのですが、この協定の区域に居るのは2人だけです。

司会（大場技術副参事）：この図面は、多面的機能支払の図面に、上多田川上3集落協定を重ねたもので、この協定以外に組織名が入っているのは多面的機能支払の組織になります。

高橋専門委員：そういうことね。説明が無かったから分からなかった。

司会（大場技術副参事）：説明が足りず、大変失礼しました。

高橋専門委員：ふるさと保全隊という名称が多面的機能支払の組織ということね。

大泉委員長：上多田川上3集落協定は、大江川ふるさと保全隊が今後考えていかなければならない、ふるさと保全隊と多面的機能支払の組織の事務局を一緒にしていくというパターンに近いのではないかなと思います。

これから、ディスカッションしますが、三者三様の課題が出てきております。

高倉新田活動組織の場合は、農地集積と環境整備がポイントですかね。

大江川ふるさと保全隊の場合は、ふるさと保全隊と多面的機能支払との整合性みたいなのがポイントかと思います。

それから、上多田川上3集落は、更なる中山間地域の補助といいますか、基盤整備といいますか、排水の整備というのが課題になりそうですね。

よろしいですか。よろしければ、質問を含めて委員の皆様から色々意見を出して頂きますかね。

高橋専門委員：始まる前に、県の方への質問ですが、さっきバスの中で説明して頂いた活動の中で、「干蒲」という所ではヨモギを生産しているといことですが、ヨモギは10a当たりの所得額はどれくらいですか。

高橋主事：そのような10a当たりの所得額までは伺っておりません。

高橋専門委員：ヨモギを生産しているというのは、所得率が高いからやっているのだと思いますが。ヨモギをわざわざ植えているのが非常に興味深いんです。儲からなかったらやらないでしょう。

司会（大場技術副参事）：地元の方から儲かると聞いています。特に、高齢化で田んぼをやれなくなった方でも、やれるのがヨモギなんだそうです。

高橋専門委員：だから、いくら儲かるのか。

司会 (大場技術副参事) : 年に大体3回程収穫出来るということで、私の頭の中では、概ね米の6割くらいの収入位得られると、頭の中で勘定していました。

高橋専門委員 : ヨモギは自然に生えてくるんでしょう。だから、何も世話する必要がないのでは。

司会 (大場技術副参事) : いいえ、きちんと肥培管理しています。

大泉委員長 : 種を蒔いてですか。

司会 (大場技術副参事) : 種ではなくて、良い苗を植えるんですね。

高橋専門委員 : ヨモギは多年草ですよ。だからなにも手を加える必要はないのでは。

司会 (大場技術副参事) : 刈り取って、トラクターで耕運して、また良い苗を植えて良いヨモギを育てるといような形でやっているようです。何年もすると、雑草に負けてくるみたいで、そのままだと良いヨモギにならないようです。

高橋専門委員 : なるほどね。はい分かりました。

大泉委員長 : 今のヨモギには、転作奨励が出るんですか。

加藤専門委員 : 10a 当たり2万円出ます。市町村で違いますけれどもね。

高橋専門委員 : さっきの関連ですが、多面的機能支払をやっている所と中山間地域等直接支払がオーバーラップ出来る様になりましたよね。それによって、宮城県全体ではどれ位の面積が重複しているかを教えてもらいたいのですが。

高橋主事 : 概数ですが、今把握している数字で約800ヘクタール程度です。

高橋専門委員 : 800ha ですか。傾向としては、中山間地域等直接支払に取り組んでいた所に多面的機能支払が入り込むという形ですか。それとも多面的機能支払に取り組んでいた所に中山間地域等直接支払が被っていくという形ですか。

司会 (大場技術副参事) : 中山間地域等直接支払に取り組んでいた所に多面的機能支払が入り込んでいくパターンが多いと思います。

高橋専門委員 : 重複は800ha ですね。はい、分かりました。

大泉委員長 : はい。どうですか？こういう補助金は生産と直接リンクしないから、どんどん利用していかないとね。

高倉新田活動組織では7戸が今申請中ですか。どれ位の面積ですか。

高倉新田活動組織 佐々木 : 2町歩位ですか。

大泉委員長：7ha とかいうんのではなく、2町歩ぐらいですか。

高倉新田活動組織 佐々木：1番面積の大きい人で1.8ha位で、残りは20a, 30aの人達だと思いますので、ですから4ha位ですかね。はっきりとは言えませんが、その位の面積かなと思います。

大泉委員長：高橋副委員長が聞いた方が良いかもしれないけど、4ha位の高倉にある農地だと、「この高倉のあの農家に貸したいな」という気持ちというのはあるんですか。

高倉新田活動組織 佐々木：やっぱりそうでしょうね。地元の方からすれば、近くの方にやってもらいたいと思います。

大泉委員長：でも、農地中間管理機構（農地バンク）に預けたら、誰が借りるか分からないじゃないですか。

高倉新田活動組織 佐々木：そうですね。

大泉委員長：そのへんは、皆さんから希望とか何か出てくるものですか。

高倉新田活動組織 佐々木：そのへん考えようですが、希望に沿って地区内の人なり、高倉の人達に作ってもらえる様にしてもらえれば良いのかなと思います。まさか、余所の地区の人達には難しいかなと思います。

高橋副委員長：基本的には、その地域に担い手が居ればその方を優先に妻合わせるというのを基本ルールにしていますので、あまり法外の事は起こらない。

たぶん、農協さんにご相談されている筈です。農協さんの方で受け付けしている際に、地域の中にどういう担い手が居るかを把握した上で、「この人の分はあの人ね」というような想定を持ちながら受け付けしている筈ですので、そこは大丈夫だと思います。

大江川ふるさと保全隊 佐藤：私も来年から農地中間管理機構の方に農地集約でお世話になりたいと進めているんです。やはり担当は農協が窓口のようで、高橋副委員長さんがおっしゃったように、出来れば地域内で契約を結んで下さいという指導がなされています。

高橋副委員長：そうですね。それを原則にしています。

大江川ふるさと保全隊 佐藤：その前段の部分がもっと厳しかったみたいで、例えば「同じ集落内で見つけて下さい」というような条件を付けられて、中々進まなかったというケースがありますね。

そうすると、佐々木さんや佐藤さん達は高倉集落ですが、私は東大崎地区なんですけど、範囲を広げまして、この地区内ということをお願いした農地も責任を持って耕作してもらうということになってるみたいです。

高橋副委員長：原則はとにかく「地域で」という事にしていますが、その地域をどの辺まで広げるかということは、農協さんの現場・現場での判断に頼るところですので、一番とにかく

く地域で良かれという形でやってもらうしかないと思います。

ただ出来ればお互いに出作・出入で行ったり来たりする事はなるべく無い様に、集落の中で纏まって頂きたいというのが理想型です。ですから、高倉の方も出来れば地元の方にやってもらえれば一番良いと思います。

高倉新田活動組織 佐藤：私の方の高倉新田は全部で43haしかないんです。同じ集落内であれば同じ集落に頼みますが、実際受けとってやる方は43haでは足りないと思うんです。ですから、他の地域からも集めるという形でないと生き延びられないと思うんです。

高橋副委員長：そうですね。いずれはそういう事になるという前提で申し上げます。出来れば隣・隣というように、近い所からお渡しするような格好にしていきたいと思います。ただし、まだ預かる農地が少ないものですので、思う様には出来ませんが、最終形としては纏まった形にしたいと思います。

高橋専門委員：基本的に、高倉地区はほ場整備をやった時に、100haとかというもっと大きな地域でしょう。その時に換地というものがあつた筈ですが、そういう括りから言うと、もう既にその集落を越えた大きさで最初から事業を進めてきた経緯があるでしょうから、あまり抵抗感は無いな気がするんですが。圃場整備の括りというのはずっと大きいですよ。

加藤専門委員：高倉新田だけの問題ではないと思いますが、43haをいかに集落で纏めて、隣の集落と組むのかという、そういう体制を作るのは高倉新田の佐藤さんの仕事だと思う。

そして、農地中間管理機構にお願いしてやっていくという方向性を見出していくのが組織だと思う。

小さい集落は、やはり大きい集落にくつつかざるを得ないんだ。ウチの方の集落も今150ha位あるけれど、それでさえも出入作があるわけですよ。「そういう所に任せようや」という話しも煮詰まってきていますから、「ここに出入作がありますよ、それではそこに一括して任せようや」という話しも、ちまたに伝わっています。そうやっていかないと難しいだろうね。

高倉新田活動組織 佐藤：最初に、営農組合を作った時に、法人化というのを目標にしたんですが、なかなか法人化というのは難しくてですね、恐らくこの中間管理機構を利用した個人の農家を集めるような形になるのではないかなと思っています。

加藤専門委員：そうです、そうですどこでもそうです。加美町でもそうです。

高倉新田活動組織 佐々木：営農組合を設立した時にはね、何年か後には法人化しようという計画があつたんです。ところが、さっきもお話したんですが、なかなか纏まるまでにはいかないんですね。そのうちに農地中間管理機構という話しがきたものですから、なんならこの話しに乗ってやってみようかということで、集落内で色々と話し合っているところで、さっきから話していますが、7戸の方がそれに同意しまして申請中ということです。

高橋副委員長：その7戸の方というのは、いわゆる経営転換協力を貰えるという、「全部もう任せます」というタイプの方ですか。自分の農地は全部まかせますという。

高倉新田活動組織 佐々木：そうです。そうです。

高橋専門委員：高倉には中沖グリーンファームというのが、私がほ場整備を担当していた時に、将来を見据えてこういう大きな構想を練っていた時期があった筈なんです。その後どうなったんですかね。

高倉新田活動組織 佐々木：私らの隣の集落です。今はやっていないと思います。解散はしてないと思うんですけどね。まだ。

浅野課長：高倉地区自体は全体の区域で350ha位の区域で、平成19年度には、場所は違うと思いますが、農事組合法人の「あぐり高倉」とかという、そういう動きはあります。

高倉新田活動組織 佐藤：隣の集落ですね。

高橋専門委員：そういうパイロット農場実践事業という県単独の事業をやってまして、その時期に、既にはほ場整備を契機として「立派な農家」を育てようとして、そのモデル事業として「中沖グリーンファーム」と河北の「クリーンライス55」と、この2つが将来の目指すべき方向の農家になってもらいたいと、私らはかなり力を入れた時期があったんです。

ただ、いかんせん農業情勢が相当厳しくなってきたものだから、そういうものにかかなり右往左往されてしまったのかなとは思いますが、その思いというのはずっと維持していけるかどうかなのかが、やはり重要だろうと思っていました。潰れてはいないですか。

大泉委員長：高倉は1反区画で昔の耕地整理事業をやっているから、なかなか基盤整備には乗って来なかったということしか覚えていないんだけど。その後、登米のパターンのように、基盤整備と連動しながら生産組合を作っていくって、それが最終的にはみんなライスになっていくってという事でしょうけれど。

農地をある程度基盤整備した所を集積して、あそこは大規模に転作をやった経験も確かある筈なので、やろうと思えばやれないことはないだろうけど。

ただ、誰が農地を集積するのかというと、本当は農業生産をやっている人達が、自分で集積していくのが一番手っ取り早いわけけれども、実際はそうではない人達が集められますから、なかなか大変だというのがあるんだろうと思います。

結局、大江川ふるさと保全隊も高倉新田活動組織も多面的機能支払の活動組織みたいな組織が農地集積に寄与するという格好になってくるのですかね。どこが中心となってその農地中間管理機構に預けようという話しを進める中心になるんですかね。

高倉新田活動組織 佐藤：私の方ですが、「興農組合」という農地を持っている方達だけの組合があるんですが。

大泉委員長：実行組合とは違うんですか。

高倉新田活動組織 佐藤：実行組合みたいな感じですね。

大泉委員長：農村組織とは違うわけね？

高倉新田活動組織 佐藤：地域には、農家の方達も纏める「集落委員」という人が居まして、その人が中心になって色々動いてくれています。窓口は農協ですので、後は色々指導を受けながらというような感じです。

大泉委員長：やはり農協だね。農協がその気が無いと、なかなか進まないという事になってしまうということですかね。

高橋副委員長：さっきの農地バンクの勉強会というのも、その「興農組合」として勉強会したということでしょうか。

高倉新田活動組織 佐藤：そうです。この「興農組合」で人を集めて、農協から来て頂いて営農指導の指導を受けながら、3年位前から、年に2回位ずつですが勉強会をやりまして、やっと今年纏まりました。最初は、なかなか農家の方々が農地バンクというのを理解できなくて大変でした。

大泉委員長：人・農地プランはやってなかったんですか？

高倉新田活動組織 佐藤：その辺から始まったの勉強会です。名前がコロコロ変わるから何が何だか分からなくなってしまって。最後は農地中間管理機構ですか。

大泉委員長：だから最初から農地バンクの時に、マッチングしなきゃとダメだみたいな人・農地プランの頃の活動があるんだろうな。なるほど。

高橋副委員長：お聞きしてね、今の農地というのは古川農協さんの管内だと集団転作がかなりあちこちやられているという歴史もあって、きちんとやられていて、それと同様に「営農組合」という格好で法人化はしてないけれど、転作はきちんとやる組織として機能している。そういうところは大変多いんですよ。

しかし、そういうところがそのまま法人化出来るかという点、多くの所はまだそこまでは至っていない。ただ集団転作はきちんとやってる実績もあるので、その集団転作をやってる人達に対しての信頼はたぶんあるんだろうと思います。

そうなれば、高倉新田の地域の動きを見れば、1戸の大きい方がいらっしゃるということなので、将来的にはその方が核になっていくということで、たぶん皆さんも暗黙の了解でそうだと思うんですね。そうだとすれば、それを前提に、後は全体をやる事が今の「興農組合」でも良いですし、「営農組合」どちらでも良いんですが、そういった方々が多面的機能支払の様な形で地域の農道の草刈りだとか、水管理だとか、水回りだとか、そういった事は地域みんなですべて引き受けて、中核になる農家の方が営農に本気になって50町歩でも100町歩でもやれるようなそういう環境作りをみんなでやっていく。

この集落の営農を無理矢理法人化というよりは、そちらの方が流れとしてはきっと皆さんの考え方に近いのではないかと思いますし、その方が現実的かなという気がしてお話を伺いました。

我々は、色々な事をお聞きしながら出来ればこういう形でやって頂きたいなといったことを、色んな意見交換の場で「あなたの所ではこんなふうにした方が良いんじゃない」という話しをするに留まる訳ですが、今の話を聞いていますと、ある意味方向を持っていて、皆さんの中で、その方向に動き出しているという感じを受けました。

他の地区では多面的機能支払をあまりやっていなかったり、あまり活発でなかったり、そもそもやってない所もまだあります。そういった所では受け手の農家が稲刈りよりも草刈りに時間が掛かって大変だと、本当にそのような話しをよく聞かされますので、多面的機能支払とか中山間地域等直接支払、これは実は農地中間管理事業をやる上で非常にキーになるこ

とだと思っておりますので、是非これからも本当に頑張ってもらえればと思います。

高橋専門委員：ただ、もう一方で確認していかなくてはならないのは、土地改良区の管内で一人の人に40haが纏まっていった場合に、どういう現象になってくるかということです。

改良区の賦課金を納める大きな農家が全部の皆さんの農地を維持していくとすると、賦課金も相当掛かってくるということになります。

一方では、多面的機能支払の様に集落を健全な形で守っていこうとした場合に、頼んだ方は消極的になってくるんですね。「俺はもう頼んだから、草刈らなくて良いだろう」と。それは、農業という生業の一つの変化でもあるのだろうけれど、一方では地域の在りようというのも変わっていく訳なんです。そこが、農業の将来の姿と比例して、地域も綺麗になっていくなら良いんですが、逆に反比例になる恐れが現実あるということを我々は心配しているんです。要するに、関心を持つ人が減っていく。将来皆田んぼをやらなくなってくるとなると、「俺はもう頼んだから良いから」となった場合に、皆さんが守ろうとしている地域の有り様というのが大分違ってくるということも真剣に考えていかないといけないと思います。これはちょっと大きな問題になってますね。

一方では、改良区も今までは皆さんから頂いてきた賦課金が、特定の人から相当大きく頂くことになってきた場合に、もの凄いリスクを持った農家、或いは立派な農家の方でも、それだけのお金を払うのを耐えられるだろうかという心配もあるんです。

全体的なバランスを良く考えた上でやっぱりやっていかないといけないと思います。1つの方向は良いけども、1つの方向はダメということになると、後でまた取り返しのがつかない事になるというのを我々は危惧しているんです。

だから地域の在り様というのは、片方からの物で見るとはなくて、裏から見てみたり、或いは下から見たりと、色々な形で見っておかないといけない。地域は崩れやすいというのが今の農政論になるんじゃないかなという事も皆様よく頭に入れておいて頂きたいと思います。かなり難しい話になってしまいますが。

高倉新田活動組織 佐藤：一つ環境保全の点から言いますが、私どもの集落では水路の江払い義務にしているんです。といいますのも、私どもの集落には公共下水道が来る予定はありませんから、合併浄化槽になるんです。

まだまだ合併浄化槽はなかなか進んではいませんが、雑排水を水路に流したり、浄化施設を通して、水路に流します。

ですから、農家の人のだけではなくて、非農家の方も水路を使うということから義務ということにしています。この様な話はうちの集落に限った事ではないと思います。

ただ、義務とは言え、段々高齢化してきまして、現場に出られない人にまで「出てくれ」なんて言えませんから、そのへんは難しいところです。

大泉委員長：最初から重い話しをしてしまいましたね。ただ高倉新田活動組織ですね、運動会やったりバーベキューやったり、それなりに集落の維持がなされているので、多面的機能支払の担い手はあと15年か20年かは分からないけど、15年位は大丈夫な気がします。

高倉新田活動組織 佐藤：さっき言わなかったんですが、たまたま4人同年なんです。団塊の世代ですので、あと3年経つと70歳超えるんです。次のリーダーシップを取ってくれる方がなかなか見つからない状態です。あと3年も経つとボケてきますから。

大泉委員長：ボケないためにもやらなきゃいけないんじゃないかな。

この組織がまず 200 万円弱の交付金を貰って、集落みんなの拠り所になっていければ良いんですけど。

土地改良費は、受委託だと受託者が払うことになってるけど、実際そうなんですか。農地所有者が払っているのではないの。

加藤専門委員：経常経費は耕作者，それから特別賦課金は所有者です。

浅野課長：多少地域によっても違うと思います。

高橋専門委員：日本の場合は，大体東北と九州は宮城がやっているのとほぼ同じです。耕作者と所有者，要するに特別賦課金は自分の財産を高めるということに繋がるわけですからね。立派な田んぼにしたり，かん排をやると立派に水が来るようになるということ。

経常的な維持管理というのは，日常的に作業をするという事に従属するという事で，受託者というか，作業をやる人から取るというのが大体九州と東北では多いです。

高倉新田活動組織 佐藤：私の場合は農業委員会を通じて委託しているんです。私は農家の経験ないもので，もう 8～9 年位になりますけど，私の場合は，水利費は私が払ってる様な形になっています。

大泉委員長：所有者ね。

高橋専門委員：そのまんまなんだ。

大泉委員長：それからですね。多面的機能支払はそれなりに上手く回転はしているけれど，先程出された問題は県道との関係ですか。

高倉新田活動組織 佐藤：縦割り行政で，どうにもならない話しだと思いますが。

高橋専門委員：もう少し詳しく聞きたいなと思ったんです。状況は分かったんですが，道路はどこが管理している道路ですか。

高倉新田活動組織 佐藤：県道です。町中の方は土木で管理するんですが，田舎の方だと手が回らないんだと思うんですね。でも，植樹などもボウボウになってきてますので，昔から老人会の人達がやっていたんです。それで，土木事務所に「やってくれ」と言うと，「交通事故に遭ったら困るから止めてくれ」と言われる。だから県道分は我々が無断で管理している様な感じです。

高橋専門委員：そうですか。そういった管理が疎かになったのが原因で壊れた川があるんだからね。主導的な管理の義務を怠ってしまっているということはちょっと問題なんだろうなと思ってね。そうですか，県土木ね。

高倉新田活動組織 佐藤：大体，区長さんが直接言ってもダメです。

高橋副委員長：県道でも市町村で管理してもらっているものもあるんでしょう。

高橋専門委員：いやいや、県道は県で管理している。

高橋副委員長：県でだけね。

高倉新田活動組織 佐藤：国道は国交省だしね。

高橋専門委員：398号線とか数字の大きいものは県に下りる場合がありますけども。そうですか。

加藤専門委員：良いですか。大江川ふるさと保全隊と尾形さんの方の中山間地域等直接支払ね、多面的機能支払と一緒に出来ないのかなと、非常に不自然に思っています。

大江川ふるさと保全隊は元に戻して、多面的機能支払に取り組んだら良いのではないのかなと。というのは、やはり腹一杯の時には人が来ますが、管理に対しては農家以外は全然出てこないというように、色んな問題出てきている様ですから、多岐に渡った捉え方をした方が良いと思う、上多田川上3集落協定もね、構成員が2人しか担い手居ないから。県全体だと800ha位そうなっているんでしょう。

司会（大場技術副参事）：そこは町の方に振ってもらって構いませんか。

大泉委員長：どうですか加美町さん。

加美町（早坂）：加美町では、中山間地域等直接支払に取り組んでいる組織が9協定あります。中山間地域等直接支払は中山間地域で取り組んでおりまして、多面的機能支払との関連というのがまだ薄い部分があります。

先程、加藤孝志専門委員さんからもご意見がありましたが、平場の方は大体多面的機能支払に取り組んでおりまして、組織数は町内で何組織あるかは把握していませんが、多面的機能の取り組みも行っておりますので、そのような関連がある地区に関しては結びつけていけるかなと考えております。

大泉委員長：そうなった場合、多面的機能支払制度について、尾形さんのところの2人協定の広がりはどうなんだろうね。

上多田川上3集落協定 尾形：これまで、上多田川上1, 2, 3集落協定が取り組んでいましたが、今年になって上多田川上2集落が止めて、現在やっているのは上多田川上1集落協定と上多田川上3集落の2協定です。

司会（大場技術副参事）：中山間直接支払は今年から4期対策なんですけど、この地域では取組を断念した組織があるということです。

上多田川上3集落協定 尾形：3期対策までは取り組んでいましたが、4期目でもう断念しました。

大泉委員長：それは何が原因ですか。高齢化か何かですか。

上多田川上3集落協定 尾形：いえいえ、そんなわけではなくて、一身上の都合です。

3期対策までは、1、2、3とも、皆ウチの近くでやっていたんだけど、2が3期目までで止めてしまった。

高橋専門委員：8割くらいが水路の管理で、中山間の趣旨と全く違うさ。
これは行政として考えていかないといけないという趣旨なんでしょ。

加藤専門委員：尾形さんの方で、取り止めた区域もやってみる。やり足りないなと思うから、こっちまで手をつける。

大泉委員長：山の仕事もあるので、忙しいんだよね。

上多田川上3集落協定 尾形：まだまだやらなければならない事が一杯あるので、ここだけで手一杯です。山が待ってるから。

大泉委員長：中々話し合える基盤がないんだね。

司会（大場技術副参事）：尾形さんのところでは、ここ以外にも田を持っているので、多面的機能支払の組織にも入られているんですね。

上多田川上3集落協定 尾形：入っていますね。多面的機能支払関係ね。

高橋専門委員：もう一つお聞きしてよろしいですか。

大泉委員長：はい、どうぞ。

高橋専門委員：加藤専門委員からお話しがあった大江川ふるさと保全隊について、農地・水保全管理支払の二期対策に取り組まなかった理由は根源的に事務が大変なのか、何なのかということだと思いますので、そこをもっと頑張ってクリアすれば、大きく守っていけると思うんですね。

大江川ふるさと保全隊だけで、ある一定のエリアだけを守るというより、自分達の住んでいる全体の集落を守っていこうという趣旨の方が、もっと地元の関わりも強くなっていくのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

大江川ふるさと保全隊 佐藤：おっしゃるとおりだと思います。多面的機能支払が出る前の、農地・水・環境保全向上対策に取り組んでいた時、ウチの方は東大崎地区という大きな括りの中で見ますと、520haのほ場整備をやった地区です。

高橋専門委員：東大崎地区ね。

大江川ふるさと保全隊 佐藤：東大崎地区は大きく分割すると大字で3つの地区に分割になるんですよ。大崎・清水・新田というように分割になるんですが、農地・水・環境保全向上対策が出た時は、行政区単位で3つか4つの集落でその事業をそれぞれ展開しようかという話もありましたが、ほ場整備が終わって、換地が決まって、土地が決まってしまうと、どうしても、あちこちに飛び地が出るんですね。それでは駄目だということで、大字新田の200haの農地・水・環境保全向上対策の団体を立ち上げました。大崎市内でも確か1番の面

積を誇ってしまっていて、事業費で確か1,000万円近く、7~800万円もの事業費を頂戴して、その事業を展開していたんです。

事業を展開している時に、高倉新田活動組織の佐々木代表さんのお話しにも出ましたが、私らこの4人、実は昭和22年の団塊の世代、戦後のベビーブームの第1弾であります。我々の世代は結構ここに多いんですが、我々の世代が60歳前に、前の職場で働いていた時代に、先輩の方々がそんな事で一生懸命立ち上げやってくれたんです。我々が定年退職するとなった頃は先輩の方々が次々とリタイヤしていきまして、合わせて昨今の農業情勢、さっきも問題に出ましたが規模拡大しないとダメということになって、絶対人数が減ってきた事も否めません。したがって、またそっちに復活したらということですが、高倉新田活動組織の佐藤さんは旧古川市役所の職員OBで能力に長けていまして、彼が一生懸命やってくれています。

私も別の仕事を抱えていまして、その200haの事務局を賄うとなると、ちょっと自分の手に余る事が出てくるんですよ。従いまして大江川ふるさと保全隊の区域位が、今の自分の能力でやれるのはこの位かなと思って、実はこの事務局だけやっているんですが、前の農地・水から今度の多面的機能支払になった時にその制度が若干違いましたよね。

例えば、農地法面、あるいは水路の草刈り作業だけでも良しとするというような事業になりました。大変申し訳なかったのですが、私ちょっと不勉強でして、前の農地・水で700万円近くの交付金で事業を展開していた時は、役員の方々は大変だったんです。次の取組、次の取組ということで。

さっきも話しが出ましたが、農協さんを中心とした農業行政を徹底させる集落委員さんという方もいらっしゃるんですが、そっちの方でもなかなか手が回らないというのが現状でありまして、ここ大江川ふるさと保全隊と前にやっていた200haの規模を持つ多面的機能支払の事業をやるとなると、我々団塊の世代がまだひと頑張りしなくないのかなと思うんですが、高橋専門委員さんからさっきお話しを受けました。

これから農地の集約化が進んでいって、土地改良区の賦課金のお話しも色々出ましたが、そういう状況下で、なかなか指を出して「この指止まれ」と言っても止まってくれる方々が凄く限定的になってくるのも事実なんです。

今ご指摘を頂きましたように、確かにその方がベストだなと思いますので、地元に戻りましたら、その辺のこともちょっとご相談申し上げたいなと思っています。

高橋専門委員：これは我々の思いだけですから、自分達がしっかりとやって頂くということが一番大事でしょうから、とやかくは言えないんですが。

折角そういった世代を超えて縄ない競争をする位までの意気投合をしているということは、将来に渡って守ろうという意識は皆共通認識だと思いますので、出来るだけ話し合いをもっと落とし込んでいって、将来を見据えた事に繋いでいくような、そのようにしてもらえれば大変良いのではないのかなと思います。個人的なお願いにはなるかもしれませんが。

加藤専門委員：確かに加美町なんかもそうなんだけれど、団塊の世代なんですよ、引っ張ってんのは。基本的に、行政、市役所、町、それから農協。早坂君、将来に向けた加美町の農地集約に向けて、中間管理機構に持って行く。そしてあとは農地・水などでみんなで道路の草刈りやってあげたり、水路の草刈りやってあげたり、そういう方向性を市役所とか町とか農協もそうなんだけれど、そういった方々が支援体制を作ってやらないとダメだね。やっぱり。どこまでも堂々巡りでね、若い人が居ない。「あそこに居るから出はれ」って言ったって出ないしね。だからそういったのが町と農協と一体となった、或いは市と農協が一体となってとにかくやってみないと大変だなと思いますよ。これは。

大崎市でもそういう支援センターみたいなものを作って、大崎市の農地をどうするんだ位

の事を考えても良いと思います。悩みは皆どこに行ってもたぶん同じだと思います。余計な事を言いました。

大泉委員長：この制度、事務局費が捻出出来なかったシステムかなと思って今ちょっと調べてたけど、ヘクター大体5万円ぐらいのお金が出るとしたら、事務局費に何%か事務局費で出せるような仕組みにすると、どこかへ事務委託でもしてね。大体農地管理するこの管理のシステムというのは、手慣れた人が一人居れば、結構大きくやれるんだよね。

司会(大場技術副参事)：多面的機能支払は、事務局に係る費用は出せる事業になっています。実際に、改良区とかに事務を委託しているという組織もあります。JAはありませんが。

大泉委員長：それだよ。受託してくれる人は居ないの。

司会(大場技術副参事)：はい。一番手っ取り早いのは改良区ですけども。大崎土地改良区はやっていませんが。

高橋専門委員：多面的機能支払で長寿命化というのが入っているんですよ。何のことはなく、末端の部分を経営でやって頂けると改良区の賦課金を下げられるんですよ。だから多面的機能支払で将来維持していけば、WIN-WINの関係になるということで、我々土地改良区関係者も将来を見据えてもう少し地元の方と歩み寄って下さいということをお話しています。

実は、改良区の管内とこの多面的機能支払の組織がまるっきり100%被っている所もあるんですよ。大崎北部管内はまだ、そういった走りになっているんだろうと思いますが、その辺の情報なんかをもう少し県の方からお話いただければ。

司会(大場技術副参事)：改良区では、例えば仙台管内とダブりますが鶴田川沿岸土地改良区、旧迫川右岸土地改良区、その辺では事務委託を受けてやっています。大崎土地改良区管内はやってませんが、そういった事例もありますので、そういった方向も考えられるかなと思います。

高倉新田活動組織 佐藤：今の話しですけども、やっぱり私の方で多面的機能をずっと取り組んでいて9年目ですかね。

やはり、周りから見ると羨ましがられるんですよ。一般の方だと、やはり事務処理が出来ないんですよ。ですから農地の集積の方は農協で、あとは環境保全は改良区次第だなど言っていたけど、改良区費の経費節約になるんですよ、これね。

改良区にもよるんでしょうが、出来ればもっと積極的に改良区でやってもらおうと。もっとこの事業をやるところが増えてくるんじゃないかなという気がしますけどね。

大泉委員長：市の方針として改良区に働きかけるとかね。そうするとヘクター5万円っていうのは大きいよ。

大江川ふるさと保全隊 佐藤：その件に関しては大泉委員長さん、高橋専門委員さんが土地改良事業団連合会の専務理事ですので、強力な通達を出して貰えれば早いんじゃないでしょうか。

高橋専門委員：大崎市長は、宮城県土地改良事業団体連合会の会長ですから。

大泉委員長：相当広がっていきますよね。そうすると保全隊の話も大分動きやすいような資金が出てくるし。やはり、農業は米価を上げてなんとかするのではなくて、こういう金を使って豊かにしていこうとしていかないとね。

はい、それでは、今の話しは農地集積とそれから多面的機能の運営に関して事務費の方向の話でしたが、それに拘わらず他の論点もいかがでしょうか。論点でなくても質問でも良いですが。いかがですか。

皆さんの話の中で、今まで色々な制度があったけれど、この日本型直接支払の一つの多面的機能支払というのは、結構使いようによっては意義がありそうだなという雰囲気ですけどね。だから中山間直接支払に取り組んでいる地域も、みんな多面的機能支払に取り組んでいくという方向が見えているような気がしますけどもね。

田村委員：一つよろしいですか。今日現場を見させて頂きました。ありがとうございました。

先程後継者の話題が出ていましたが、やはりどこの地区に行っても先輩がリタイヤして、皆さんの世代になって、次に『じゃあ誰に渡すのや』っていうことを皆さん凄く心配されています。

私も詳しく見たわけではないので、あまり無責任な事は言えないんですが、他の地区でも話しを聞くと、数は少ないけれどたぶん僕と同じ位の世代の人達で後継者候補のような方が何人かいらっしゃる場合があります。そういう方々に話しを聞くと、「ウチの親父が元気なうちは、そんなに顔を出さなくても良いかな」というような遠慮がどうもあるみたいです。つまり後継者は潜在的には居るけれども、顕在化してこないのが現役のリーダーの方々の心配が募っているのかな、というように私はみえています。

むしろ私みたいな年代の人達は表だっては出ていかないけれども、実のところかなり地域のことを心配はしていると思うんです。というのは、自分が定年退職して、もしそういう集落のリーダーとなった時に「自分に出来るかな」という心配が、こちらにはこちらであるんですね。

これについて私が最近考えていることは、この橋渡しをどこかのタイミングで上手くやる時期が必要なんだろう、ということです。今は父親世代の皆さんが元気ですから、その舞台に出て行って「自分もやるよ」とは言わないというのが実態ではないかなと思っています。

私が一番心配しているのは、農作業事故のような事態によって、経験知のようなものが途切れてしまうことです。たとえば「この田んぼの入り方はこうやるんだ」とか「あそこはこういう様にやらないといけないんだ」と知っている人が、ある日突然いなくなってしまうと、もうその集落の何haが一気に耕作放棄地になってしまったりする。ですから上手く引き継ぎが出来るようにしておかないといけないと思っています。皆さんも多面的機能支払の活動などで、刈り払い機などを使うことがあると思いますが、事故には充分気を付けていただき、若い人達に経験知を上手に引き継いでいって頂ければと思います。意見というよりは半分お願いみたいになってしまいましたが。

大泉委員長：さっきね、尾形さんからその水田の作業よりも草刈りの方が、時間がかかるといってお話がありましたが、水田の稲刈りは機械で出来るけど、草刈りは草刈り機でやらないといけないから、労働生産性というか、生産性は無いんだろうから、労働負荷が非常に掛かるんだよね。だからこういうのを機械化するようなものがあったら良いんだろうけれど。

田村委員：上多田川上3集落協定のあそこは、3mとか6mの所というのは、草刈りするのは

結構大変ですよ。

司会（大場技術副参事）：草刈りは、草刈り機械でやっているんですか。

上多田川上3集落協定 尾形：現役で、それが専門です。

田村委員：あれは刈り払い機ですか、それともモアでやってますか。

上多田川上3集落協定 尾形：刈り払い機です。毎日、仙台でやってますんで。

高橋専門委員：よくやられるなと思って、法がこんななっていたもんですね。

田村委員：現地見学した下流の、ほ場整備をした所は、法の途中に小段が入っていましたよね。ああいうのがあると足場になるので凄く良いんでしょうね。

上多田川上3集落協定 尾形：ああいう状態の場合は、ほとんどスパイク使用でないと転倒します。

田村委員：法を直すタイミングがあるときに、法の途中に小段を入れると、もし滑っても下まで滑落せずに止まるということもあると思います。

上多田川上3集落協定 尾形：まず、スパイクを着用すると絶対安心だね。これだけは絶対間違いない。長靴は絶対駄目。

大泉委員長：若い頃はやれたと思っていたのが、団塊の世代になってくると「やれたはずなのにおかしいな」なんて話しになってくるからね。

高橋副委員長：さっき田村委員がおっしゃった事ですね、私まさに多面的機能支払のような取組を集落みんなでやる土曜・日曜などの作業の時に、会社勤めの息子さん達も「集落の仕事だから」と、いつもは草刈り機なんか持ったことないけど、今度からは背負わせてもらって、そこから勉強を始めるみたいな、そういう方々の勉強の場になっているのではないかと期待も少し持ってはいるんですが。そのへんはいかがでしょうか。

その家で後継者と目されているけれど、今は勤めている。けれども、休み休みでそういう作業の時だったら、草刈り機を背負ってやっているよというようなことであれば、技術的みたいなことは繋がっていけるのかなと思うんですが。

大江川ふるさと保全隊 佐藤：高橋副委員長さんがおっしゃったことなんですが、さっき田村委員がおっしゃったように、やはり親父が丈夫だと息子は出てこないんですよ。確かにその通りです。私も秋の刈り取り作業になってくると、息子にはちょっと体が弱ったフリをします。「調子悪くてわがまないから作業頼むっちゃや」って言うとやってくれますね。それで草刈りも集落毎に今やっている状況ですから、親御さんがある一定の高齢になると息子さん達が出てきて、今高橋副委員長さんがおっしゃったような形で草刈りのやり方・指導についてもやっています。

ただし、これから問題なのは、親と息子が同居している家であればそのようなことも可能ですが、仕事の関係等々で別居している家庭も現実には増えているのも確かなんです。そのへ

んのことも考えると、そのうち草を刈る文明の利器の出現があるかもしれませんが、現段階では田村委員がおっしゃったような形で、確かに築いていっていますので、その辺は心強い限りですし、若い人達も若い方々にもそのへんの事についてはきちんとお願いしていきたいなと思っています。非農家の方でも親が出てこないと出てきてくれますね。

高橋専門委員：私も父親が早くに亡くなって世帯主になったから、やったことのない草刈りに借り出された事があったんですよ。草刈り機械も無いもんだから、その旨町内会長に言ったら「買ってあげるから」と、そして町内会費で買ってもらったんですよ。初めてやるわけなんですよ、こっちもね。ただ見様見真似でやってるうちに段々慣れてくるということで、やればやれるもんだと思いました。

そういうことで、世帯主というのが一つのルールで今までは農村というのは維持してきたんですが、不特定多数に入ってもらうためには広くアンケートを取ってみたんですよ。そうすると若くても「土日なら参加しても良いですよ」というような人が出てくるんですよ。だから、巻き込み方としては、そういうまずは土日だけでも良い人をあえて入れていくというような、少しずつ拡大するやり方というのをその後取って行って、それが非農家も入り込む一つのきっかけなんですよ。

だから、上から決め方を一つでやるのではなくて、「ああ変わってきたな」というものに対するやり方も少しずつ変えていくというのも良いのではないのかなと思いますので、そういう広く意思を出してもらえる様にする方法なんかも考えてみると良いかなと思います。

鈴木専門委員：大した事ではないんですが、ウチの場合、祖父が住んでいた家が石巻市桃生にありまして、ウチの主人はサラリーマンで仙台ですが、耕作放棄地があって、今までお金を出して刈ってもらっていたんですが、私達の代に任されて、お金がもったいないので「ちょっとやってみるか」なんて言って草刈り機を借りて、ウチの主人と会社の同僚、あの頃30代後半位でしたが、やったら結構ハマりまして。

エンジンですよ。男の方にとっては結構面白いらしくて、毎週土曜に楽しみにして「会社のもやれば良いんじゃない」、「あと草刈りする所無いですか」という位に結構ハマって、面白がってやっていました。始めから凄い坂のあるような所は難しいんでしょうけれど。

それで、「トラクターも乗せっか」と言ったら、もう喜んで来ますんで、だから意外に好きというか面白いんだと思います。なので、是非巻き込んで頂きたいと思います。

大泉委員長：はいどうぞ。

上多田川上3集落協定 尾形：ある程度すると飽きるから。

文屋専門委員：岩出山から来ています。大江川ふるさと保全隊とやや似たようなものかなと思いますが、内川ふるさと保全隊という団体を組んで今110名程で12~13年になるんですが、例外なく我々も団塊の世代でございまして、全員10年前は10歳若かったんですが、10年過ぎたらみんな弱くなってきているというのが現実でございまして。

我々の所は大半が非農家なんです。それで先程言ったように非農家の方が農業に関心が薄いというような言われ方もされたんですが、我々の方はちょっと違うスタンスで地域美化運動、水質、魚保全、そういったことをやっているのかなと感じながら、聞いていたのですが、その中で、興味あるお話しが一つ出たんでお伺いしたいんです。

街路樹の整備についてやろうとしたら、なかなか行政サイドのお力をお借り出来なかったというようなことが、私らのも共通話題がありました。我々も内川を中心にした清掃活動と

地域整備をやってる。そういう中で岩出山をご存じだと思うんですが、市役所の支所前に行く国道なんですね。そこに赤い欄干の橋がございます。それで私ずっと気になっているのが、サビが酷くなっているの、で、「ならば、これ手入れしたいな」というような思いで、関係機関に申し上げたところ、そしたら国道ですから国の管理だということ、でやはり先程言ったように交通安全とか、危険だとか、というようなことで、ハッキリ言えば「やらないでくれ」ということでした。

私からすれば、「労力的には協力しますよ」ということで、そのペンキとか、資材位は提供してもらえないかな、というような気持ちで呼びかけしたんですが、簡単に「川に落下してケガなどされるからダメだ。手を出さないでくれ」と言われました。

それで、なんとも残念な思いをしながら、未だに「それでは、国の方で、又は関係機関でその辺を綺麗にしてくれるのかな」と思って、心待ちにしておりますが、一向にもう何年も経っていますが、そのままになってるという様な現状です。先程同じ様な話題だなど思ったので、この辺の話しをどのような形で訴えていったら実現可能なのかなということの一つ提案してみたい。どなたかが分かれば教えて頂きたい。

高橋専門委員：これはまさに県にお願いしてもらえないかなあ。

文屋専門委員：当然、水は全部上流から流れ、大江川に勿論貫通してきます。農業用水というのも当然ながら中心ですが、併せて防火用水とか生活用水ということで私達も生活に利用させてもらっている、そういう立場でございますので、農業の話しを外しては成り立たないことは重々分かっておりますが、こんな共通話題を持っているんだなということで、何か一つ方法論があればと思ってお話しさせていただきました。

上多田川上3集落協定 尾形：岩出山の役場前に赤い橋ってあったんですかね。

文屋専門委員：しもかわら橋といいます。

上多田川上3集落協定 尾形：国道ですか。

文屋専門委員：国道です。

高橋専門委員：あるんですか。

文屋専門委員：中新田の方から来られてファミリーマートのT字路をギクギクと曲がりますよね。狭い道路ですが。そしてアンダーパスして、陸東の方に向かって行く時に内川が流れている。その上に掛かっている橋なんです。

大江川ふるさと保全隊 佐藤：内川については、市で管理する所については、昨年でしたか、一定の整備の予算が付いて一定の整備はしたんですね。

ただ今おっしゃっている国道については、まさしく国の管理なものですから市の方では手が出せませんので、是非委員会さんのお力をもって縦割りを無くして頂きたいと思っております。

文屋専門委員：軽い気持ちで、自分達の整備というか、保全活動の一環としてやりたいなという思いで、まず最初に大崎市の方に電話を入れたら、今おっしゃられたように「大崎市の管理では無いんで、それでは連絡します」ということになりました。

後日、市役所立ち会いのもとで、国土交通省の方が来られて現場・現地を見たんですが、結果的には今おっしゃるように、「ここでやられると川に落ちて危険だから、やるんだったら足場を組んで下に網を張ってやってくれ」と言われました。そういうことなんですよ。

ところが、そんな費用、ここにございませんで、「いやいやこれは余計な事を言ってしまったかな」という思いではいるんですが、やはり地域が綺麗になるという事に関しては、何かの手を打てないものなのかなという思いでいますので、黙ってやれば良いんだけど。

私も車屋なんでペンキ位あるから、黙って塗ってしまうかな、と思いますが、恐いのはそれをやってしまうと「余計な事をやった」ということで、今度は大変なお叱りを受けたのでは大変だなと思ひまして、手を出しかねている状況なんですけどね。

そのような事が、街路樹の整備ということで話題が出たので、「私らも同じ様な思いはあるな」ということでお話しをさせてもらいました。

大泉委員長：それはどういうパターンですかね。陳情しかないんですかね。

高橋専門委員：やっぱり、多くの方の思いを形にしてドンと持って行くしかないんだろうな。

文屋専門委員：私どもの団体活動も、農業に関しては間接的ではございます。でも、小学生も交えて、内川を利用させてもらって、魚捕りをさせていまして、なんていいですか直接農業と言っちゃうと皆さん嫌う部分もあるんだけど、「こういうように生活の中で関連ありますよ。だから農業って大事ですよ」というところに話を持っていくと、子供達も結構目を光らせています。

私なりに思いを述べているんです。実際私も、直接1反5畝ほどの農家をやっていますので、農業の大変さは分かります。本当に皆さん大変だなと。そういう中で、今言われたように集約的にやっていくとか、色んな計画性を立ててやろうとしている農家の皆さんに、何かの援助が出来ればなというような思いでいますが、皆さん今まで言っていた通りでございます。高齢化してね。

大泉委員長：はい。ありがとうございます。どうでしょうかね。はいどうぞ。

沼倉委員：私聞き漏らしたのかと思うので、再度お伺いしたいんですが。

大江川ふるさと保全隊の佐藤さんが、農地・水のお金の使い道が「なかなかやりたいように使えない」というふうにおっしゃった様な気がしたのですが。これは、どの部分をやりたい事に使えないのか教えて頂きますか。

また、平成21年度までは、そちらの方では農地・水に取り組んでいた時は、かなり活発にやられていたみたいですが。

その後27年度からは、お金も随分減りましたが、それがなかなか思う様な所に使えないという様におっしゃった様には聞こえたのですが、どういう事なのか具体的に教えてください。

大江川ふるさと保全隊 佐藤：お答えします。平成21年度にやったのも、これは大江川ふるさと保全隊の方の事業でございました。農地・水とは違いました。

この中で、写真にも提示してございますが、除草なり、植栽なりした時に、茶菓、ジュース等は認められますよ。ただし人件費、労務賃金については認められませんという用途の取決があるんです。

それから、当たり前ですが、この中に子供達と餅つきをやりましたけど、これも原材料費は認めますよ。ただし、加工しなければダメですよ。お弁当を取ってはダメですよ。こ

っちのお母さん方にもお手伝い頂いてるわけなんですけど、この事業そのものが「皆さんのふるさとでしょ。きちんと愛して手入れをして綺麗に保ちなさいよ」という事業の主旨だということでは重々承知なんです。

ただし、先程農地・水の事業の話が出ましたが、そちらにいても同じ様な花の植栽なり、草刈りなりしますけれども、そちらでは労務賃金が認められるんですよね。例えば、1時間が1,500円、2,000円、3,000円位というように。そっちの事業が同時に展開してしまったものですから、こっちのふるさと保全隊の方にくると、そっち行ってお手伝いしたお母さん方曰く「こっちに来てさ、花を植栽してきたのさ。こっちのふるさと保全隊にきたら、言い辛い話なんですけど、こっちにくるとまるっきりボランティアなんだよね」と、そういう話しが現実に出てきました。

それで、私たちはふるさと保全隊の事業を辞めて、そっちの農地・水の方で面倒見て頂き、協力してもらったお母さん方に労務賃金出せるようにしたと、こういうことなんです。

ふるさと保全隊では、草刈りの時は草を刈る機械の借り上げ料ということで、それこそ直接支払出来ますけれども、その他のことについては直接支払がほとんど出来ないという状況なものですから、こっちで音頭をとって「この作業お願いしますよ。集まってちょうだい」というのも正直なところは言い辛いということがあります。そうですね、文屋専門委員。

文屋専門委員：我々の方は快く出てきてくれます。常日頃30人～40人位は清掃活動に。近々秋の一斉清掃も始まりますので、また豚汁など作って御馳走するかなと考えています。

大江川ふるさと保全隊 佐藤：市民統一清掃なり、その時は皆さん出てきてくれます。声掛けて来た人にはそのとおりに出ては来てはくれますが、そういう声を陰で言われると、リーダー側とすれば辛いものがあるんですよ。そういうことでございます。

沼倉委員：餅つきは、お餅ついてみんなで食べるのは良いけれども、お弁当を買ってきて皆さんに「ありがとう」と配るのはダメなんでしょう。

大江川ふるさと保全隊 佐藤：そういうこと。そういうことはダメなんです。ただ私がやったのは予算の使い道ということで、その頃の要綱でしたので、その後変わっているかどうかについては、この後確認させていただきます。

文屋専門委員：同じ。

大江川ふるさと保全隊 佐藤：同じですか。

高橋専門委員：さっき言った制度の異なりだということであれば、このように複数の事業が地域に入っていくことによって、困る様になってくるのではないかと。

バージョンが変わっていく訳で、自由度が高くなっていっているという解釈であれば、遅く入ったものと前からあるものの事業の異なりというのをどのように調整をしていかないといけない。地域がどっちかが原因になってそれで上手くいかないという恐れは十分にあり得ると思う。今すぐ結論を出す必要はないのですが、検討していかなければならないかと。

浅野課長：よろしいですか。今のふる水の関係は、確かに今の農地・水とか、多面的機能支払とかの前に制度としてあり、基金の運用でやっている比較的小規模なやり方でやってきて

いるものです。

ただ、その後に農地・水なり、多面的機能支払が出てきて、使い勝手が良くなってきています。やはり先程から言われている多面的機能支払の方が、ある程度地域の活動としては安定的にやれる、予算の枠も当然大きいこともあります、使い勝手も良いところもあると思います。

一方で、今言ったふる水が小規模ではあるものの、使い勝手、その地域によってどうしても多面的機能支払を入れられないとか、そういう実情があるというお話しはお伺いしました。

ただし、今まで運用益でやっている予算枠ですと、大体 600 万円位の予算枠で回しているのも実態ではあるので、基金全体の使い方というのも研究をしているところです。あと実際に使い勝手については、こういう部分があればというご意見はご意見として受け止めながら考えさせて頂きたいと思います。

大江川ふるさと保全隊 佐藤：もう一つよろしいでしょうか。合わせて文屋さんも私も指導員という資格を頂いているんです。その指導員取得の一つの条件に東京での研修会なんですね。全国から集まってくるわけなんです、私も指導員を今度復活したのを機会に次の代の人になんとか研修してもらって、譲りたいという気持ちを持っているんです。

まだ 60 代というか、会社を退職していない方々を出来ればと、若い人という思いがあるんですが、そうすると東京に 1 泊 2 日というのは、なかなか行けないという声が聞こえてくるんですよ。従いまして、先程から話題に出ている基金事業の指導員は全国研修会に参加する必要があるというのも百も承知なんです、今度仙台の広瀬文化センターでまた中山間地域等直接支払の研修会がある様ですが、出来れば指導員の資格の研修について、県内で、例えば宮城県なら宮城県内でやって頂けないものでしょうかねということについての一つのお願いであります。

太田班長：担当の班長をしております太田です。原則的には東京に行って頂いて、座学制度内容ですとか、授業を聞いて頂いて、その地域のこういう形成の作り方なんかを勉強して頂いて指導員になって頂くということにはなっているんですが、一応ルールの中には県の研修会、ふるさと水と土関係の研修会に参加して頂く事で指導員になれる規程がございますので、そういったことを利用して頂いてこの指導員というものは県としてもどんどん皆さんにやって頂きたいと思っておりますので、そういった機会を増やしていきたいと思っておりますのでご参加頂ければと思います。

大江川ふるさと保全隊 佐藤：よろしく申し上げます。

司会 (大場技術副参事)：とりあえずは、そういう形で指導員になって頂いて、出来れば全国研修会の旅費等は、こちらの方で対応しますので、翌年でも良いので、参加いただく形にさせていただくと良いのかなと我々は思っているんです。

高橋専門委員：土地改良の技術、土地改良建設なんか Web ラーニングというのがあるね。パソコンを通じて基本単位を取れば資格を有するのと同じ様に試験もあるからね。そういう Web というものをまず使うという仕組みが出ているので。

ただ、それ出しているのは地域環境整備センターだとか、そういう類いの農林水産省の外郭団体でしょう。だからその取りまとめをするのは公益社団法人だから、そこと連携させて出来れば Web ラーニングということで、わざわざ今の時代に「東京に来い」なんて時代じゃないで、どこでもやれる。そういうものにすれば良いと思うんでね。私の方からも要請

してみますけども、そういう要請はした方が良いと思います。

司会 (大場技術副参事)：昨年ですね、保全隊や指導員の方を対象とした研修会を開催しましたが、そこでは、全国研修に行っておられた方に、その内容を復命して頂いて「こういう研修内容でした」と参加者の皆さんに説明頂いた形で開催しました。

ですから、その研修を受けた方については、全国研修会と同じ様な話しを聞けたらという事で、指導員としての資格があるというような解釈で、全国研修会には行っていませんが、新に指導員になっていただいた方もおりますので、県としても、柔軟なやり方をしていきます。

文屋専門委員：田舎者に東京に行く機会を与えるというのも一つ意義があると思います。

私も2日間の研修に参加させていただいて、貴重な体験をさせてもらい、その点については感謝しております。

大泉委員長：こういうのがあるということを広く普及するのもまた大事じゃない。意外と内定的になってるんじゃないの。そうでもないの。

大江川ふるさと保全隊 佐藤：きちんとした委嘱状を頂きますからね。

司会 (大場技術副参事)：(高橋主事に) 任期は何年でしたか。

高橋主事：3年ですね。

司会 (大場技術副参事)：ふるさと水と土指導員については、3年毎に委嘱するような形になります。当初は指導員を増やしていく計画でしたが、増えていないというのが現状でございます。これについては、内部でも色々検討しているところでございます。一応、当課のホームページで公表はしている内容でございますが。

東大崎地区館長 高橋：私の立場からで申し訳ないんですけど、大江川ふるさと保全隊の仕事を立ち上げに関係してきたという経緯があります。多面的機能支払でこの大江川の保全管理と一緒にやった方が良くないかという話しをされたんですが、やはり先程佐藤が言った通り300haもやってきて、なかなか行き詰まった様な感じに私は受けてきたんですよ。それで辞めちゃったと。非常に重たくなってきたというような状況でね。

このふるさと保全隊の事業は、これは大江川という地域用水環境整備事業に特化した事業で改修したもので、その後地域では場整備もやってきた事業でございまして、だから目的は佐藤が言った通りですね、水路が非常に削れてきた。道路も狭くなってきた。通学も不便をきたしてきた。道路の交差も交通の事情で交通も大変酷くなってきたということで、長年の改修計画、昭和30年か40年頃にもあったんですけど出来なくて、この事業でようやく採択になったということです。

我々新田地区にとっては、非常に重要な財産として出来上がったという強い思いがあって、非常に有り難い事業だったと思っています。ですから、これは子ども達にも残して、将来維持管理して、立派な事業の成果としてできた財産を引き続き残していかなければいけないんだろうという思いで、これに特化した維持管理の事業という思いで保全隊を組んだという経緯があります。

ですから、多面的機能支払だと、300haの人達を相手にして行き詰まってくるのがあっ

たので、この事業はこの事業として私は強く住民の方にお願いをしてやる価値があると今も思っていますし、ずっと言ってきたという思いがあります。

どうか多面的機能支払ばかりではなく、これも内川の保全隊をモデルにして大変勉強してやってきたのであります。こっちの方が大事なので、是非応援して頂きたいと思えます。

大泉委員長：なるほどね。水路保全とか、管理だとか、結構大事な部分がありますけどね。水辺の親水公園を保全するというのも非常に大事な仕事なので、規模がそういう意味では多面的機能支払よりも小さいのでやりやすいというのは確かにあるんでしょうね。

少しこれ再検討して新たな他の事業との整合性も考えながら考えてみないといけない課題かもしれませんね。

司会（大場技術副参事）：少しだけお話をさせていただいてよろしいですか。

大泉委員長：はい、どうぞ。

司会（大場技術副参事）：このふる水の基金事業ですが、これは、事業が出来た時に、県の方で国からの補助金をいただきまして、基金を積み立てて、運用益により事業を行っています。同時に、市町村でも基金を積み立てるようになっており、一市町村につき1,000万円の基金を積んで、その運用益で支援していきましようということでスタートした事業です。

本来であれば、このような保全隊への支援というのは、市町村がやるようなものだったのですが、実際運用益が出ないものですから、市町村ではやれない。それで、県の方の基金の運用益を使って保全隊に支援しているというのが実態です。

現在は、保全隊に対しては基本的に3年で保全隊を作って、自立できるまでの3年限定ということでやっています。

ただし、県が水環境整備事業やふるさと・水と土保全モデル対策事業のようなハード事業により作った施設については、正直言ってあまり管理がよろしくないという実態が見受けられまして、県の造成責任ということも踏まえまして、3年限定というものは取り払っているというのが実態です。

やはり全体的にきちんとした保全管理を考えると、農地・水・環境保全向上対策、さらには農地・水保全管理支払から変わった多面的機能支払を取り組むことで、より効果的にきちんとした保全管理が出来るということで、県の指導は多面的機能の方で取り組んで頂きたいという指導をしております。

東大崎地区館長 高橋：指導内容はよく分かりました。その位重たくなってきている。足腰が弱くなってきているのが実態なんです。

浅野課長：いずれ地域に合った事業が必要だなというのがあるので、引き続き相談をさせて頂きたいと思えます。

ただ、さっきの300haというのが、もう少し区域を考えられないかとか、単価も色々調整はどうかとか、いずれ事務局の問題にまでは入ってしまうので、今の身の丈に合ったものを選びたいという思いは分かりましたので相談はさせて頂きます。

大江川ふるさと保全隊 佐藤：お願いします。パソコンも古くなって重くなって、次の画面がなかなか出てこなくなってきて、同じ状況になっています。

司会 (大場技術副参事): 参考までにお話します。多面的機能支払の組織でも 200ha を越える組織を広域協定組織と言っていますが、結構な数があります。

200ha を越えるような大きな組織では、委員会方式という形になっている所が結構多く、確かに組織としては 200ha を超える取組面積ですが、その中で一つ一つの集落が独立しているような形になっていますので、そのような組織のあり方もあるということをご理解頂きたいなと思います。

高倉新田活動組織 佐藤: 意見交換ということで、私の方と関係ない話しの中で、逆に質問させて頂きたいんですけど。

多面的機能支払の事業もありますが、環境保全という意味では皆同じで、永遠のテーマということになると思いますけれど、文屋さんに少しお伺いしたいと思います。

たぶん子ども達を集めて色んな取組をやっていると思うんですが、今子ども達だけ集めてやるというのは大変難しく、親に付いてきて頂かないと出来ない。その辺をちょっとお伺いしたい。

文屋専門委員: よろしいですか。うちの方の取り組みは、小学校とタイアップさせてもらっています。今年で 5 回目になったんですが、学校長から教頭先生、教務主任、担任、そういう先生方に同行してもらって取り組んでいます。

内川を土地改良区の方に堰き止めをして頂いて、時間単位の中での堰き止めでございます。そのような協力を頂きながら、学校との連携でやっています。

私の方が担当する部分としましては、やはり先程のどなたかもおっしゃった様に安全を第一にしなければならないですから、看護婦さんの経験者を介護救護班というような形にしたり、テントを張って資料を展示したり、あとは水質調査ということで COD を使ったそういうものも以前やりました。

ただし、費用的にも掛かるものなので、財政的には厳しいですので、今はリトマス紙試験紙で酸性・中性・アルカリ性というような、そんなところを子ども達に興味ある形でやらせようということで行っています。

今年が目玉になりましたのは、先程どなたかも話していたのですが、9月の大水・大雨の時に、たぶん江合川から逆に下りてきたのかなと思いましたが、鮭が入っておいしかったです。基本的には、漁協もうるさい事を言えば、その辺が引っかかってくるんですが、子ども達に興味を持たせようということで捕獲作戦をやりました。

そういう事で話題性をフリながら水に馴染んでもらうような取組を基本的にはやっています。子ども達には、水＝危険という形が常にこの背景にありますので、我々は逆に危険な水、そうではなくて、水というのは大事だし、安全だし、必要不可欠なんだというような事をテーマに、子ども達に水に親しんでもらう訳です。

内川というのは、ご存じかもしれませんが、結構川幅が広いんです。それで普段は結構な水が流れています。毎秒 43m³ というような水量で流れていますので、そういう様な事で普段は確かに危険ですよという事もありますが、「危ないから近寄るな」だけではなくて、むしろ川の中にこういうものがあるよという様な興味を持たせながら、水に親しませる、そういった様な事でやらせるんです。

三面側溝ではないんですが、石垣で作っておりますので、川に入るのも欄干を伝わって入ります。見ていますと、10人中スーッと入って行くのは2人ぐらいしか居ません。あとは頭から入って行く様な格好をしたり、足が引っ掛かってどうにもならなくなって手伝ってやるとか。だから、どんどん遊びをさせるという事が必要なのかなと感じます。

いずれ、このような取組は農業政策にも繋がっていくと私らも考えております。5年前の

4年生の子どもは、もう今5年経っていますので中学生になっています。そのような事から、結構話題性は出てきていると思いますので、是非高倉新田活動組織の方でも子ども達を巻き込んだ取組を行っていただきたいと思います。大江川ふるさと保全隊でも長く取り組んでいます。

確かに我々も高齢化社会になってきて、取り組む事が重たくもなっているのですが、出来れば長いスパンで、子ども達を育成していくという事が、やがては農業政策にも繋がっていくのかなと思いますので、是非一つ頑張ってやってもらいたいと思います。よろしいですか。

高倉新田活動組織 佐藤：分かりました。

島谷委員：先程出ました事務局作業の事についてですが、今までも毎回という位そういうお話が出てきています。さっきの議論の中でもありましたけれども、事務局の作業というのは、私の想像ですが、書類を作ったりとか、申請だけではなくて、大変強力なリーダーシップを持っている方ではないと務まらないのかなと想像致します。

地域の中で色々呼びかけをされ、「こうしようよ。ああしようよ」という他に、「あの人に言われたら仕方がないよね」というような役を皆さんがなさっていらっしゃると思うんですが、なかなか時間的に出来ない、体力的に出来ないとなって、さっきの話の中ではプロのコンサルタントとか、あるいは行政でそういうのに長けている方のお力をお借りするとか、OBの力をお借りするとかという意見になっていると思います。

地域は高齢化になったり、人が少なくなってきていますので、そういう作業を皆さんが代表なり、事務局長なりを務めながら、地域の中の女性の方をお手伝いではなくて、あくまでも仕事としてやってもらう。コンサルにお仕事を出すのと同じ様に、その方に仕事として受けて頂いて、仕事としてきちんと責任を持ってやって下さる方にやってもらう。息子さんのお嫁さん、あるいは奥様方、あるいは地域の中の若い女性、年配の方でも、非常に能力のある方が沢山いらっしゃると思いますので、そういう方々に是非入ってきて頂く。一時的にコンサルに頼むのも結構だとは思いますが、入ってもらったらプロの手法をすぐそういう方に付いて学んでもらい、いずれその方々が自分達の地域の中でそのような作業が出来るようになる構成です。今の若い方々はパソコンを使うのも得意ですので、色々ある書類を作るための色々な段取りを分かっていたら、そしてそういう方々を育てていく。

最も大事なことは地域の中で、お金が回る事だと思うんです。仙台とか東京に本社があるような会社に委託料払っても、そのお金は外に出て行ってしまいますので、是非皆さんの地域の中でやると良いと思います。女性の方で、子どもさんが居てパートには出られないんだけど、少しの時間であればやれるという方、あるいは月にいくらという形で自分の収入になればやり甲斐を感じると方もいると思いますので、そうすれば、地域の中でお金が回りますので、是非地域にいらっしゃる方に何とか入ってきて頂くようにする。

そうすると興味も持てるでしょうし、そういう方は自分がやっている事ですから、子どもを連れて来るとか、或いはお母さん方に呼びかけるという事もなさると思いますので、是非そういう事も少し考えて頂いたりしたらと良いと思うんです。

やりたいと思う方が声掛けられればやってみたい、あるいは出来るという方は沢山いらっしゃると思いますので、是非宮城県の大崎市・加美町発で、そういうモデルを作って頂いて、他の地域に発信して頂いて、凄く農業というのは新しく、若い方も入ってこれるし、しかも仕事としてやれるという事であれば、生きがいですよね。地域のためにお役に立っているんだというような思いを、多くの方に知っていただけるのではないかと思います。お話をさせていただきました。

大泉委員長：はい、ありがとうございました。一応会議が2時間だったのですが、色々意見を出して頂きました。

最後にどうですか。どなたかこういう課題・要望等があれば伺いたいと思いますが。

司会（大場技術副参事）：今の島谷委員のお話しの関連で、お話させていただきます。

県に多面的機能支払推進協議会ありまして、そこでホームページを立ち上げています。そのホームページの中で、一つだけ活動組織をリンクしてます。唯一、活動組織でホームページを公開しているところがありますが、田尻の馬放という組織です。

大崎市 荻野：田尻でなくて、古川の組織です。

司会（大場技術副参事）：失礼しました、大崎の馬放という組織ですが、そちらでは女性の方がその組織のホームページを作って、公開しています。市長さんの奥さんですが。

情報提供という事でお話しさせて頂きました。

高橋専門委員：奥さんがホームページ作ってるの、本当ですか。

本人が作っているの。

大崎市 荻野：そうです。

大泉委員長：凄いですね。この世代はあまり作れる世代じゃないんだけど。

女性の可能性というのは、翌々探してみるとどうですかね。ありそうですか。

大江川ふるさと保全隊 佐藤：すぐに、閃きました。

大泉委員長：閃きましたか、よかったですね。

大江川ふるさと保全隊 佐藤：有益な情報ありがとうございました。

大泉委員長：田村委員、どうぞ。

田村委員：既にやられているかもしれませんが、今の島谷委員のお話を聞いていて、思い出したことがあります。非農家の人にいきなり草刈り機械を渡して「やってみろ」と言うのはやはりハードルは高いのですが、実のところ草刈り作業というのは、草を刈るだけじゃなくて、他に付随して色んな仕事があります。

それをリストアップすると、たぶん手伝える事というのが結構あると思います。買い出しとかお茶出しとか、もしかしたらこの他にもあるかも知れませんが、そういった事をリストアップすると非農家の人でも「これだったら手伝えますよ」というものが出てくるのかなと思いました。

とある所では、「高齢でもう草刈り機械を動かさない」という人には、「それでは応援で来て下さい。居るだけで良いですよ」と伝えた事例もあります。そうすると「引きこもらないし、全員参加みたいな形になるからやってみるといいよ」というようなお話を聞いた事があります。

鈴木専門委員のご主人が草刈り機にハマったという話をされましたが、手慣れた人がや

った草刈りの後と素人がやった草刈りの後というのは、まったく美しさが違います。こういう技術や腕の差を見せられると、やっぱり俄然はまります。

サラリーマンをやっていると、分かりやすく達成感のある仕事に出逢えることは稀です。でも草刈りは「こんなに荒れていたのに、振り返ったら凄く綺麗になっている」と達成感を実感できるので、ハマる人が居るというのも大いに頷けます。

ただ農家の人は「大変だ。大変だ」と言うけれども、実は達成感のある仕事の一つだと思うんですね。その醍醐味をどこかできっかけを作ってあげると、鈴木専門委員のご主人みたいになるのかなと思いました。

鈴木専門委員：まさしく、達成感と言っていました。

田村委員：九州の方では、草刈りコンテストみたいなものを行っている地域があります。それは草を刈って、刈った草を巻いて運び出すというゲームです。草刈もこうしたゲームにすると、励みになるらしく「チャンピオンになると嬉しい」という話を聞いたことがあります。

高倉新田活動組織 佐々木：うちの方では、草刈り作業については全員参加でやっているんです。草刈り機械を持った人、持たない人がいます。

持っている方はもちろんいますが、その他に草刈り機が入らない部分があるんですね。そういう所は鎌なんかを持って来てやってもらっています。ですから農家・非農家問わずに、草刈りには全員参加してもらっていて、それこそ和気あいあいとやっています。

田村委員：素晴らしいですね。

大泉委員長：定刻の時間はまだですが、始まってから2時間という時間はとうに過ぎておりました。各組織の皆さんから「成果」や「課題」さらには「要望」等を頂きました。色々あったと思いますが、後で事務局にその整理はして頂きます。

本日の意見交換会では、事業の制度間での整合性について、この事業でやったときにはボランティアで、この事業の時には日当が出たというように、制度間の整合性というのが一つの課題としてあったというようなことが一つありました。

制度としては多面的機能支払が一番新しい事業ということで自由度が高い事業ですが、それに対して、旧来の事業が組み入れられるというような動きも見えてきていますので、それは最大限に利用して頂くということが良いのではないだろうかというお話でした。

ではありますが、保全隊の様な小規模でやれるようなものを機能させる際には、その意義というの、またあるので、その辺は研究して頂きたいと思いました。

それから、監督官庁の違い等によって国道、県道、農道、あるいは多面的機能支払で作業にあたって、違った監督官庁の元ではどうしたらよいかという課題もあった様に思います。

それから、課題として高齢化が進んでいるということ。高齢化が進んで役割が重くなってきているという話がありましたが、人材の不足があるということが一つ。それに対しては子ども達との活動の仕方やら、あるいは女性が参画する仕方とかというような事も考えられるのではないかとのお話がありました。

更には、ふるさと水と土指導員について、高齢化する指導員の次の世代を担うためにも、研修を宮城県等々でやって頂けると有り難いなという話もありました。それに対してはWebラーニング等々もあるので、それも使いながら是非やって欲しいという意見もあったようです。

それから、大きな課題としては、多面的機能支払の事務機能をこれからどのように制度化していくかというあたりが、今日の全般の主要議題だったのかと思います。

以上ですが、言い落としたことが私の方であったかもしれませんが、事務局ではちゃんとメモしている筈ですので大丈夫だと思います。

ということで、宮城の農業・農村の振興と口で言うのは簡単ですが、実際には直ぐにこうやれば直ぐ解決するという事でもありません。皆さんには農業・農村の発展のために今後とも頑張ってもらいたいと思います。頑張ってもらいたいというのは、何回でもリタイヤしたいという意向が今日非常に強かった様に思いますので、今後とも頑張ってもらいたいとお話したものです。

これで今日の検討会は終わりますが、議事進行へのご協力に感謝を申し上げまして、事務局へ進行をお返ししたいと思います。

司会（大場技術副参事）：大泉委員長ありがとうございました。本日の意見交換会の内容を踏まえまして、本県の農村振興に役立てていきたいと思っています。

なお、本日の意見交換の議事録は公開となりますので、後日事務局で作成したものをメールあるいはFAX等で送付させていただきますので、確認の方よろしくお願い致します。

以上をもちまして、本委員会の意見交換の部を閉会致します。皆様ご苦勞様でございました。